

○新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月8日

規則第86号

改正 平成28年3月14日規則第14号

平成28年6月10日規則第67号

平成28年10月24日規則第78号

平成29年3月31日規則第23号

平成29年10月16日規則第45号

平成30年3月30日規則第31号

令和2年9月4日規則第65号

令和4年3月29日規則第35号

令和4年5月31日規則第48号

令和6年2月29日規則第10号

令和6年8月13日規則第52号

令和7年8月21日規則第75号

令和8年4月1日規則第90号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号。以下「利用等条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、利用等条例で使用する用語の例による。

(利用等条例別表の新宿区規則で定める事務)

第3条 利用等条例別表区長の項事務の欄第1号の新宿区規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 新宿区心身障害者福祉手当条例(昭和47年新宿区条例第13号。以下この号において「条例」という。)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であつて次に掲げるもの

ア 条例第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 条例第9条各項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又は

その届出に対する応答に関する事務

ウ 新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和47年新宿区規則第13号)第10条第1項本文の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(2) 新宿区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(昭和50年6月23日付け50新厚社発第492号)第4条第1項の規定による自動車改造費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 新宿区遠距離施設訪問家族交通費助成事業実施要綱(平成8年3月18日付け7新福障第1564号)第4条の規定による遠距離施設訪問家族交通費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(4) 新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づく移動支援事業実施要綱(平成18年9月29日付け18新福障経第1106号。以下この号において「移動支援事業実施要綱」という。)及び新宿区地域生活支援給付費の支給等に係る申請等に関する要綱(同日付け18新福障経第1128号。以下この号及び次号において「支給申請等要綱」という。)による移動支援サービス費の支給に関する事務であって次に掲げるもの

ア 移動支援事業実施要綱第5条及び支給申請等要綱第3条の規定による支給決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 支給申請等要綱第5条の規定による支給決定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(5) 新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づく日中一時支援事業実施要綱(平成18年9月29日付け18新福障経第1107号。以下この号において「日中一時支援事業実施要綱」という。)及び支給申請等要綱による日中一時支援サービス費の支給に関する事務であって次に掲げるもの

ア 日中一時支援事業実施要綱第4条及び支給申請等要綱第3条の規定による支給決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 支給申請等要綱第5条の規定による支給決定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 新宿区日常生活用具等給付等事業実施要綱(平成19年2月2日付け18新福障経第1886

号。以下この号において「要綱」という。)による日常生活用具等の給付に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第10条第1項(要綱第23条において準用する場合を含む。)の規定による日常生活用具又は住宅設備改善費の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第32条第2項の規定による点字図書の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ウ 要綱第42条第1項の規定による福祉電話の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(7) 新宿区心身障害者おむつ費用助成実施要綱(平成28年3月3日付け27新福障経第1918号。以下この号において「要綱」という。)によるおむつ費用の助成に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第3条本文の規定による受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第11条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(8) 新宿区障害者グループホーム家賃助成事業実施要綱(平成29年3月10日付け28新福障支第557号)第5条の規定による同要綱第1条に規定する家賃助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(9) 新宿区心身障害者巡回入浴サービス事業実施要綱(平成22年2月26日付け21新福障経第1890号。以下この号において「要綱」という。)による巡回入浴サービスの支給に関する事務であって次に掲げるもの)

ア 要綱第5条本文の規定による受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第11条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(10) 新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金の支給に関する要綱(平成22年3月29日付け21新福障経第2117号。以下この号において「要綱」という。)による特別永住者等重度障害者特別給付金の支給に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第8条の規定による支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- イ 要綱第12条第1項本文の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (11) 新宿区在宅重度心身障害者介護人休養助成事業実施要綱(平成23年2月25日付け22新福障経第1895号)第3条の規定による介護人の雇用費の助成の申請の受理に関する事務
- (12) 新宿区心身障害者訪問理美容サービス事業実施要綱(平成23年3月9日付け22新福障経第1994号)第5条の規定による同要綱第1条に規定する訪問理美容サービスに係る受給資格の認定の申請の受理に関する事務
- (13) 新宿区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱(平成23年3月24日付け22新福障経第2041号)第3条本文の規定による自動車燃料費の助成に係る受給資格の認定の申請の受理に関する事務
- (14) 新宿区障害者福祉タクシー事業実施要綱(平成23年3月24日付け22新福障経第2060号)第3条の規定によるタクシー利用料及びリフト付タクシー利用料の助成の申請の受理に関する事務
- (15) 新宿区中等度難聴児発達支援事業実施要綱(平成25年10月16日付け25新福障経第1536号)第8条の規定による補聴器の購入に係る助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (16) 新宿区身体障害者等緊急通報システム事業実施要綱(平成27年11月17日付け27新福障福第982号)第5条第1項の規定による同要綱第3条第1項に規定する緊急通報システム及び同条第2項に規定する火災安全システムの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (17) 新宿区身体障害者電話使用料助成事業実施要綱(平成27年11月17日付け27新福障経第1484号。以下この号において「要綱」という。)による電話使用料の助成に関する事務であって次に掲げるもの
- ア 要綱第4条本文の規定による受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- イ 要綱第9条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- ウ 要綱第11条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (18) 新宿区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱(平成27年11月17日付け27

新福障経第1485号。以下この号において「要綱」という。)による自動車運転免許取得等に要する経費の助成に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第5条の規定による助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第11条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(19) 新宿区在宅重度心身障害者寝具乾燥・消毒サービス事業実施要綱(平成27年11月17日付け27新福障経第1486号。以下この号において「要綱」という。)による寝具乾燥・消毒サービスの支給に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第5条の規定による受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第13条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(20) 新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス実施要綱(平成28年2月22日付け27新福障福第1299号。以下この号において「要綱」という。)による重症心身障害児等在宅レスパイトサービスの利用に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第3条の規定による利用登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第9条第1項前段の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(21) 新宿区心身障害者(児)移送要綱(平成29年2月16日付け28新福障経第2226号)第4条の規定による移送の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(22) 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号。以下この号において「都条例」という。)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの

ア 都条例第4条の規定による受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 都条例第5条第2項に規定する医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ウ 都条例第6条第1項及び第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実について

ての審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 利用等条例別表区長の項事務の欄第2号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 新宿区高齢者おむつ費用助成事業実施要綱(平成28年2月16日付け27新福高支第1080号。以下この号において「要綱」という。)によるおむつ費用の助成に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第3条本文の規定による助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第11条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(2) 新宿区高齢者緊急通報システム事業運営要綱(平成19年4月1日付け19新健高サ第1934号)第4条の規定による高齢者緊急通報システム事業の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 新宿区高齢者火災安全システム事業運営要綱(平成19年4月1日付け19新健高サ第1934号)第4条の規定による高齢者火災安全システム事業の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(4) 新宿区介護者リフレッシュ支援事業実施要綱(平成28年2月16日付け27新福高支第1081号。以下この号において「要綱」という。)による介護者リフレッシュ支援事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第3条本文の規定による支援の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第11条第1項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(5) 新宿区特別永住者等福祉特別給付金の支給に関する要綱(平成22年3月29日付け21新福高サ第2327号。以下この号において「要綱」という。)による特別永住者等福祉特別給付金の支給に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第8条の規定による支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第12条第1項本文の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(6) 新宿区一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス事業実施要綱(平成28年2月16日付け27新福高支第1082号。以下この号において「要綱」という。)による生活支援サー

ビスの実施に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第3条本文の規定による支援の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第11条第1項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(7) 新宿区回復期生活支援サービス事業実施要綱(平成28年2月16日付け27新福高支第1083号。以下この号において「要綱」という。)による回復期生活支援サービスの実施に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第3条の規定による支援の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第11条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(8) 新宿区介護者支援事業参加支援実施要綱(平成28年3月29日付け27新福高相第2978号)第6条の規定による介護者支援事業参加支援の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(9) 新宿区徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱(平成30年3月20日付け29新福高支第1338号。以下この号において「要綱」という。)による徘徊<sup>はいかい</sup>高齢者探索サービスの実施に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第3条の規定による助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第9条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

3 利用等条例別表区長の項事務の欄第3号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 新宿区障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱(平成12年3月9日付け11新福高介第980号。以下この号において「要綱」という。)による要綱第1条に規定する訪問介護等の利用に係る費用の助成に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第4条第1項本文の規定による助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 要綱第6条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(2) 新宿区住宅改修理由書作成費助成事業実施要綱(平成12年12月8日付け12新福高介第

- 1270号)第4条の規定による同要綱に基づく助成金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 新宿区家族介護慰労金支給事業実施要綱(平成12年12月22日付け12新福高介第1305号。以下この号において「要綱」という。)による家族介護慰労金の支給に関する事務であって次に掲げるもの
- ア 要綱第5条第1項の規定による支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - イ 要綱第7条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 新宿区介護保険における利用者負担額の軽減制度事業実施要綱(平成13年12月20日付け13新福高介第1555号。以下この号において「要綱」という。)による介護保険サービスの利用に係る負担の軽減に関する事務であって次に掲げるもの
- ア 要綱第9条第1項の規定による利用者負担額の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - イ 要綱第11条第1項の規定による確認証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - ウ 要綱第12条第1項の規定による確認証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - エ 要綱第13条第1項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 新宿区通所介護等食費助成事業実施要綱(平成18年3月1日付け17新福高介第561号。以下この号において「要綱」という。)による要綱第1条に規定する通所サービスの利用に係る食費の負担の軽減に関する事務であって次に掲げるもの
- ア 要綱第7条第1項の規定による食費の負担額の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - イ 要綱第9条第1項の規定による証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - ウ 要綱第10条第1項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (6) 新宿区裁判員等の従事支援に係る介護サービス利用者負担額助成事業の実施に関する要綱(平成21年5月21日付け21新福介給第314号)第5条の規定による同条に規定する

助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(7) 新宿区高齢者自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業実施要綱(平成23年2月2日付け22新福介給第925号)第5条の規定による同要綱第1条に規定する住宅の改修等の費用の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 新宿区高齢者住宅設備改修給付事業実施要綱(平成23年2月2日付け22新福介給第925号)第5条の規定による住宅の設備改修の費用の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

4 利用等条例別表区長の項事務の欄第4号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 新宿区学齢児童及び学齢生徒に対する健全育成費支給要綱(平成12年4月24日付け12新福生第263号)第2条に規定する支給対象者に係る事実についての審査に関する事務

(2) 新宿区中学校卒業生に対する就職支度金支給要綱(平成12年4月24日付け12新福生第264号)第4条の規定による同要綱第2条に規定する就職支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 新宿区被保護者及び被支援者に対する公衆浴場入浴券の交付に関する要綱(平成14年2月21日付け13新福生第5416号)第7条第1項の規定による同要綱第1条に規定する入浴券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(4) 新宿区被保護者に対する家財処分費の支給に関する要綱(平成15年3月20日付け14新福生第5590号)第5条の規定による同要綱第4条に規定する家財処分費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(5) 新宿区被保護者自立促進事業実施要綱(平成18年4月1日付け18新福生第1108号)第4条第1項の規定による同要綱に基づく事業の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 地域生活安定促進事業実施要綱(平成19年4月2日付け19新福生一第4号)第4条に規定する同要綱に基づく事業の対象者に係る事実についての審査に関する事務

(7) 新宿区中国残留邦人等地域生活支援事業扶助要綱(平成22年4月1日付け22新福生相第185号)第4条の規定による同要綱に基づく事業の実施の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 新宿区被保護者地域生活自立支援事業実施要綱(平成24年3月28日付け23新福生第

- 3780号)第5条の規定による同要綱第1条に規定する地域生活自立支援の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (9) 新宿区生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業実施要綱(平成27年3月31日付け26新福地福計第2803号の4)第6条の規定による同要綱第3条第2号に該当する者に係る同要綱第1条に規定する学習支援事業の利用の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (10) 新宿区被保護者就労支援事業実施要綱(平成27年7月31日付け27新福生庶第1036号)第2条に規定する対象者に係る事実についての審査に関する事務
- (11) 新宿区被保護者就労準備支援事業実施要綱(平成27年7月31日付け27新福生庶第1036号)第2条に規定する対象者に係る事実についての審査に関する事務
- 5 利用等条例別表区長の項事務の欄第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 新宿区立保育所条例(昭和36年新宿区条例第7号)第4条の3第2項の規定による一時保育料の算定に関する事務
- (2) 新宿区児童育成手当条例(昭和46年新宿区条例第24号。以下この号において「条例」という。)による児童育成手当の支給に関する事務であって次に掲げるもの
- ア 条例第6条の規定による受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- イ 条例第8条第1項の規定による額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- ウ 条例第12条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- エ 新宿区児童育成手当条例施行規則(昭和57年新宿区規則第42号)第18条の規定による未支払の児童育成手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (3) 新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年新宿区条例第36号。以下この号において「条例」という。)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの
- ア 条例第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- イ 条例第8条第1項及び第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

- (4) 新宿区子どもの医療費の助成に関する条例(平成3年新宿区条例第37号。以下この号において「条例」という。)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの
- ア 条例第4条第1項の規定による助成資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - イ 条例第6条の2第1項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 新宿区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例(平成14年新宿区条例第14号)による廃止前の新宿区女性福祉資金貸付条例(昭和50年新宿区条例第12号)に基づく女性福祉資金貸付金に係る新宿区の債権の整理に関する条例(平成14年新宿区条例第9号)第4条第1項の規定による台帳の整備に関する事務
- (6) 新宿区母子福祉応急小口資金貸付条例を廃止する条例(平成14年新宿区条例第15号)による廃止前の新宿区母子福祉応急小口資金貸付条例(昭和40年新宿区条例第8号)に基づく母子福祉応急小口資金貸付金に係る新宿区の債権の整理に関する条例第4条第1項の規定による台帳の整備に関する事務
- (7) 新宿区立子ども園条例(平成18年新宿区条例第58号)第22条の規定による一時保育料の算定に関する事務。
- (8) 新宿区学童クラブ条例施行規則(平成12年新宿区規則第105号)第15条第1項本文の規定による利用料の減額若しくは免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (9) 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成23年新宿区規則第37号。以下この号において「規則」という。)による一時保育サービスに係る使用料の減額及び免除に関する事務であって次に掲げるもの
- ア 規則第27条第2項(規則第37条において準用する場合を含む。)の規定による使用料の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - イ 規則第43条第2項の規定による使用料の減額若しくは免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (10) 新宿区民間学童クラブ利用料助成要綱(平成16年4月1日付け16新福児子育第18号)第3条の規定による利用料の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (11) 育児支援家庭訪問事業実施要綱(平成17年2月17日付け16新福児子育第1439号。以

下この号において「要綱」という。)による育児支援家庭訪問事業に係る利用料の算定に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第14条の規定による利用料の算定に関する事務

イ 要綱第22条の規定による利用料の算定に関する事務

(12) 新宿区認証保育所保護者負担軽減事業実施要綱(平成19年2月1日付け18新福保保第2763号)第5条第1項の規定による同要綱第3条第2項に規定する助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(13) 放課後子どもひろば事業実施要綱(平成19年4月1日付け19新福子子支第62号)第12条第4項の規定によるおやつ代の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(14) 新宿区保育ルーム事業実施要綱(平成21年9月3日付け21新子保保第1557号)第20条第2項の規定による同要綱第2条第1号に規定する保育ルーム事業(同号に規定する3歳以上児保育事業に限る。)の利用に係る料金の算定に関する事務

(15) 新宿区保育ルーム一時保育の実施に関する要綱(平成23年8月9日付け23新子保運第503号)第14条第3項の規定による利用料の免除に関する事務

(16) 新宿区子育て短期支援事業実施要綱(平成28年2月1日付け27新子総総第1004号。以下この号において「要綱」という。)による要綱第1条に規定する子育て短期支援事業に係る利用料の算定に関する事務であって次に掲げるもの

ア 要綱第13条の規定による利用料の算定に関する事務

イ 要綱第38条の規定による利用料の算定に関する事務

(17) 新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業実施要綱(平成29年3月9日付け28新子指給第3052号)第5条第1項の規定による同要綱第3条第2項に規定する助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(18) 新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年2月14日付け19新健予保福第840号)第4条第2項の規定により同要綱第1に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者が負担する費用の算定に関する事務

6 利用等条例別表区長の項事務の欄第6号の規則で定める事務は、新宿区立住宅管理条例(平成9年新宿区条例第25号。以下この項において「条例」という。)第2条第1号に規定する区立住宅の管理に関する事務であって、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第2条第2号に規定する区営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく住

宅を除く。)、同条第3号に規定する特定住宅及び同条第4号に規定する事業住宅 次に掲げる事務

ア 条例第13条第1項(条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による使用の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 条例第13条第3項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ウ 条例第17条の規定による使用料の決定に関する事務

エ 条例第19条第1項本文の規定による収入に関する報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

オ 条例第19条第4項前段に規定する調査に関する事務

カ 条例第23条第4項の規定による使用料の減額若しくは免除又は徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

キ 条例第24条第5項の規定による敷金の徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ク 条例第26条第3項の規定による共益費の減額又は免除に関する事務

ケ 条例第29条の2第1項の規定による同居の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

コ 条例第30条第1項の規定による使用権の承継の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

サ 条例第31条第1項又は第2項の規定による収入超過者又は高額所得者の認定に関する事務

(2) 条例第2条第2号に規定する区営住宅(公営住宅法に基づく住宅に限る。) 前号イ及びクに掲げる事務

7 利用等条例別表区長の項事務の欄第7号の規則で定める事務は、新宿区後期高齢者医療葬祭費支給要綱(平成22年3月16日付け21新健高高第1588号)第6条第1項及び第2項の規定による葬祭費の支給の申請(東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号)第1条の2に規定する葬祭費の支給に係る部分を除く。)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(平28規則14・平28規則67・平28規則78・平29規則23・平29規則45・平30規則31・

令2規則65・令4規則35・令4規則48・令6規則10・令6規則52・一部改正)

(特定個人情報の利用及び提供の記録等)

第4条 区長は、利用等条例第3条第2項本文の規定により特定個人情報を利用したとき又は利用等条例第4条第1項の規定による特定個人情報の提供を受けたときは、連携利用記録票(様式)に記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月10日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年10月24日規則第78号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第23号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月16日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第31号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月4日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月29日規則第35号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年5月31日規則第48号)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和6年2月29日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5項中第18号を第19号とし、第4

号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に1号を加える改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和6年8月13日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年8月21日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第4条関係）

連 携 利 用 記 録 票

年 月 日

連 携 の 種 別	□庁内連携 □他機関連携		
所 属 コ ー ド		所 属 コ ー ド	
保 有 課		利 用 課	
登 録 番 号		登 録 番 号	
特定個人情報業務の名称		連携利用する 特定個人情報 業務の名称	
連 携 利 用 の 目 的			
連携利用を行う 個人 の 範 囲			
連 携 利 用 に 係る保有特定 個人情報の項目			
連携利用した保有 特定個人情報の 記録の媒体	<input type="checkbox"/> 文書及び帳票 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 電磁的媒体 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> その他		
連 携 利 用 の 期 間	年 月 日から   年 月 日まで ・ 継 続		
連 携 利 用 す る 職 員 等 の 範 囲			
備 考			
担 当 部 課 (利 用 課)	電 話 番 号	部 ( )	課 係 内 線

様式(第4条関係)